

質問への回答

No	資料名等	頁	質問内容 (質問票の原文のまま記載しています)	回答
1	応募書類様式集 様式6	-	「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書」の対象となる収益事業の範囲は、横浜市内で実施している事業に限られますか、あるいは、横浜市内で行っている事業も含まれますか？	横浜市内で実施している事業も含まれます。 法人税及び法人市民税の課税対象となる事業の実施があれば、税務署発行の納税証明書「その3の3」及び横浜市税の納付状況調査の同意書の提出をお願いします。
2	応募書類様式集様式28	-	「(2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進」の「申請日」とは、労働局に届出を行った申請日でしょうか、あるいは本応募書類の申請日(現在)でしょうか。当会は、労働局に届出を行った時点の従業員数は101人以上でしたが、現在は101人未満となっているためお尋ねします。	様式28に記載の申請日とは、応募書類の提出日を意図しています。人数等の変更がある場合は、変更後の「一般事業主行動計画策定・変更届」の写しまたは「一般事業主行動計画作成・変更届(一体型)」の写しを提出してください。提出資料に労働局の受付印が無い場合は、公表がわかる資料を併せて添付してください。
3	公募要項	18	※質問票による質問ではありませんが、公募要項記載内容の誤りについて、一部訂正します。 18頁「サ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6)」の記載誤りの訂正	公募要項について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。 ・18頁「サ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6)」1行目～2行目 (修正前) サ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6) (修正後) サ (該当する場合のみ) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6)
4	応募書類様式集	2	※質問票による質問ではありませんが、応募書類様式集記載内容の誤りについて、一部訂正します。 2頁「㊦(様式6) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書」の記載誤りの訂正	応募書類様式集について、記載内容に誤りがあったため次のとおり訂正します。 ・2頁「㊦(様式6) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書」1行目～2行目 (修正前) ㊦(様式6) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書 (修正後) ㊦(該当する場合のみ) (様式6) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書